

大阪市告示第329号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により西喜連住宅第2地区土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月7日

大阪市長 横山英幸

1 施行者の名称

大阪市（都市整備局市街地整備部連携事業課）

2 事業施行期間

平成27年2月20日から令和7年3月7日

3 施行地区

大阪市平野区喜連西三丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

西喜連住宅第2地区土地区画整理事業

5 施行認可の年月日

平成27年2月20日

6 終了の認可の年月日

令和7年3月7日

（都市整備局市街地整備部区画整理課）